十　外部との段差その他の車両の進入を防止する構造を有すること。

十一　衛生管理に関する記録の保持を行うことができ、かつ、衛生管理に係る認証を取得することができる施設であること。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百十一号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三号）の施行に伴い、平成十四年十二月十九日農林水産省告示第千八百六十九号（有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の農林水産大臣が指定する事業）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二号(1)中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第二号」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○環境省告示第二十七号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成二十三年四月以降の月分の障害補償費について適用し、平成二十二年四月環境省告示第二十九号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成二十三年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十一年四月二日以降に生まれた者	一八四、二〇〇円	一六二、八〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	二二一、五〇〇円	一八六、五〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	二五九、五〇〇円	一九七、八〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	二九七、一〇〇円	二〇九、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三三二、四〇〇円	二二一、六〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三五〇、八〇〇円	二〇九、六〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三五三、九〇〇円	二〇四、八〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	三三〇、八〇〇円	一九三、九〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	二四一、五〇〇円	一六七、四〇〇円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二一一、〇〇〇円	一六三、五〇〇円
昭和十六年四月一日以前に生まれた者	二二七、七〇〇円	一七〇、一〇〇円

○農林水産省告示第七百十二号

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、平成十八年九月二十五日農林水産省告示第千二百七十二号（土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「第三十八条の二第一号」を「第三十八条の二第一項第一号」に改める。

二中「第三十八条の二第二号」を「第三十八条の二第一項第二号」に改め、同(一)中「種類」の下に「で貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」を加える。

三中「第三十八条の二第三号」を「第三十八条の二第一項第三号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

四中「第三十八条の二第三号」を「第三十八条の二第一項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

○環境省告示第二十八号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成二十三年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十二年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用し、平成二十二年四月環境省告示第三十号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成二十三年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十三年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十一年四月二日以降に生まれた者	一六一、二〇〇円	一四二、四〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	一九三、八〇〇円	一六三、二〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	二二七、一〇〇円	一七三、一〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	二六〇、〇〇〇円	一八二、九〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	二九〇、九〇〇円	一八五、二〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇六、九〇〇円	一八三、四〇〇円